

参考資料

新「子供・若者育成支援推進大綱」に 象徴される子ども・若者支援に対する 政府の真摯な姿勢への期待

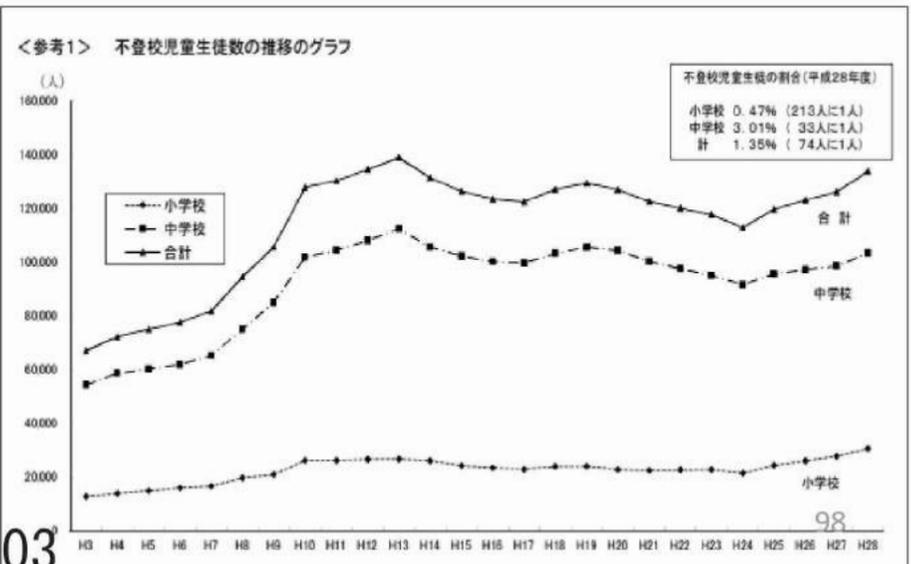
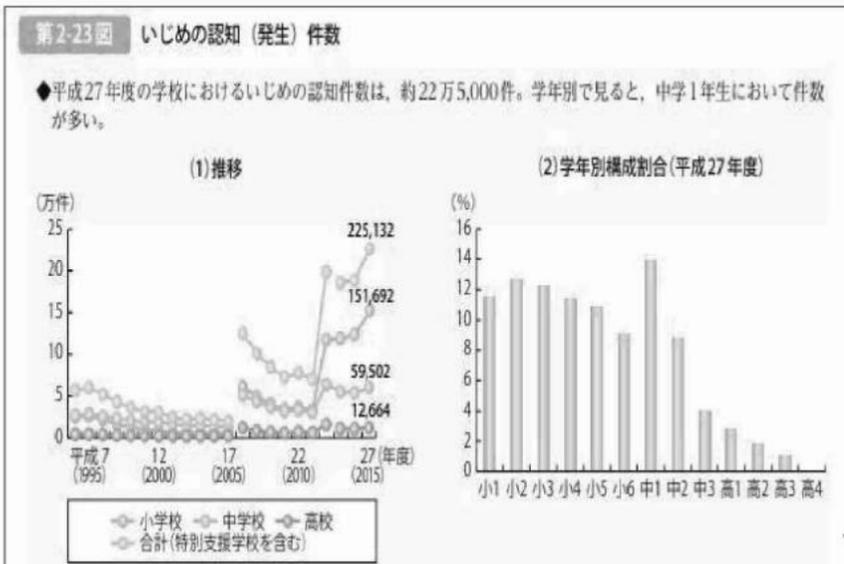
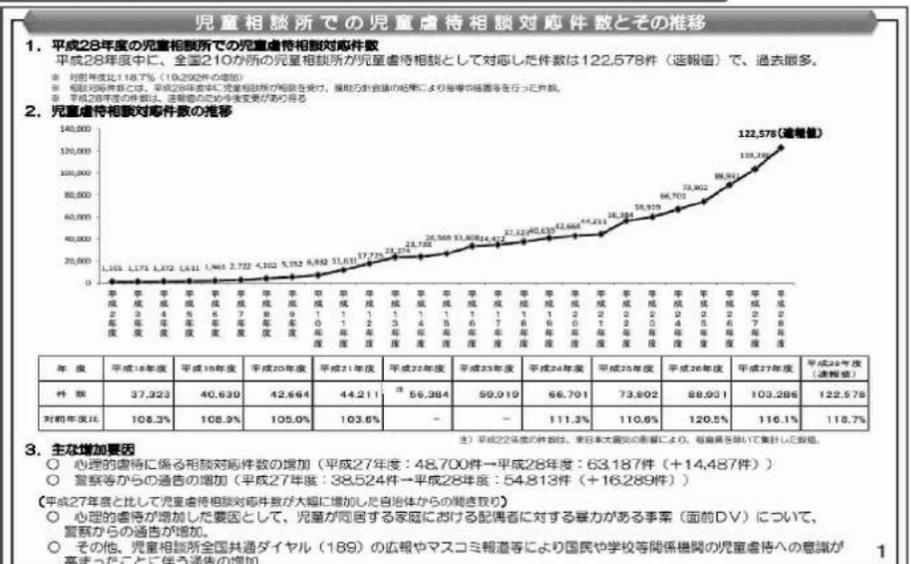
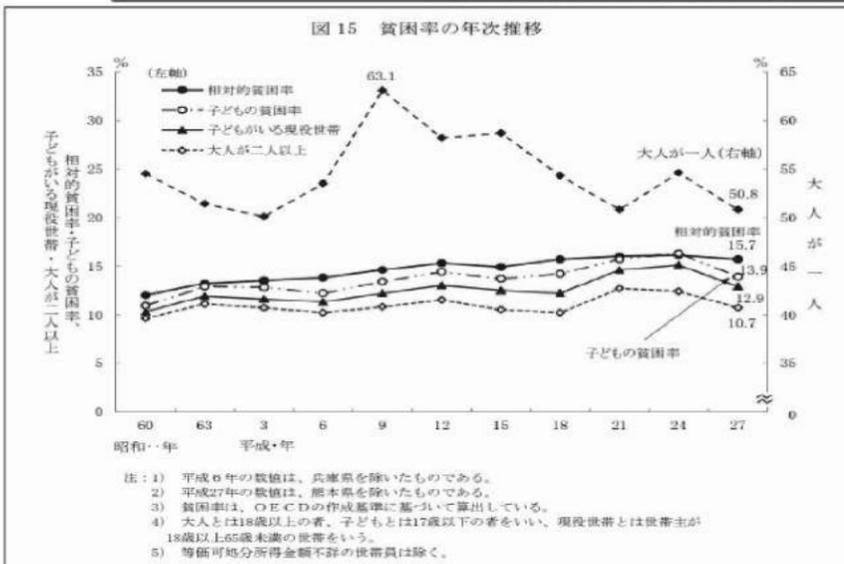
～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

※以下、大綱及び制度説明資料は、内閣府、厚労省HPより引用

新「子供・若者育成支援推進大綱」に 象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

【課題の複合性、複雑性】困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。



新「子供・若者育成支援推進大綱」に
象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

平成28年2月9日(火)
子ども・若者育成支援推進本部決定

子供・若者育成支援推進大綱（概要）
～全ての子ども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

第1 はじめに

- 全ての子ども・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- 子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子ども・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。
- 全ての子ども・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

現状と課題

- 【家庭】・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
・家庭環境は多様であり、子ども・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要
- 【地域社会】・地域におけるつながりの希薄化の懸念
・地域住民、NPO等が子ども・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要
- 【情報通信環境】・常に変化する情報通信環境は、子ども・若者の成長に正負の影響をもたらす
・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要
- 【雇用】・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの



【課題の複合性、複雑性】 困難を抱えている子ども・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

新「子供・若者育成支援推進大綱」に
象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子ども・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子ども・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

第3 基本的な施策

1. 全ての子ども・若者の健やかな育成

- (1) 自己形成のための支援
 - ①日常生活能力の習得
 - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
 - ②学力の向上 ③大学教育等の充実
- (2) 子ども・若者の健康と安心安全の確保
 - ①健康教育の推進と健康の確保・増進等
 - ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
 - ・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
 - ②子ども・若者に関する相談体制の充実
 - ・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
 - ・子ども・若者総合相談センターの充実
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
 - ③被害防止のための教育
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援
 - ①職業能力・意欲の習得 ②就労等支援の充実
- (4) 社会形成への参画支援

2. 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- (1) 子ども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ・アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成 等
- (2) 困難な状況ごとの取組
 - ①ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等
 - ・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
 - ②障害等のある子ども・若者の支援
 - ③非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等
 - ④子供の貧困問題への対応
 - ・国民運動の取組の展開、充実 等
 - ⑤特に配慮が必要な子ども・若者の支援
- (3) 子ども・若者の被害防止・保護
 - ①児童虐待防止対策
 - ・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
 - ②子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

**新「子供・若者育成支援推進大綱」に
象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待**
～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ① 保護者等への積極的な支援
 - ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ③ 地域全体で子供を育む環境づくり
 - ・放課後子ども総合プランの推進
 - ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
 - ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
 - ・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
 - ・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - ・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - ・先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成
 - ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
 - ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
 - ・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
 - ・内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有 (2) 広報啓発等 (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
 - ・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

**新たな大綱が国で議論されたレベルで
自治体で実行されれば子ども・若者の自立支援分野は変わる！**

**アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

参考資料

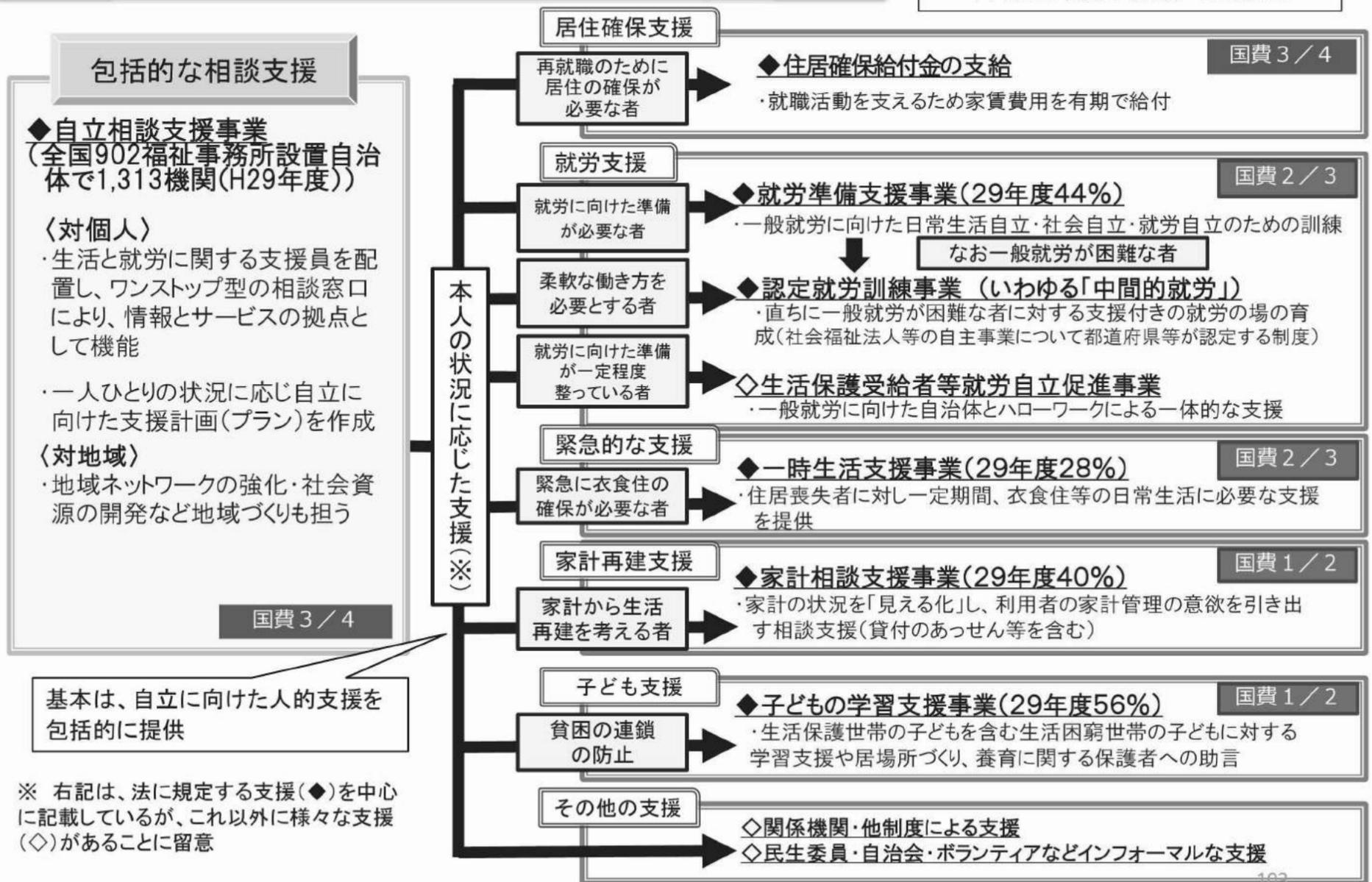
**改正を経て拡充が期待される
「生活困窮者自立法」に基づく相談支援**

～全国902福祉事務所設置自治体1,313機関(H29年度)で展開される生活困窮者の包括的自立支援～

※以下、制度説明資料は、厚労省提供資料より出典

生活困窮者自立支援制度の概要

平成29年度予算額 400億円
(平成28年度予算額 400億円)



生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

- ・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
 - ①生活困窮者の尊厳の保持
 - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)
- ・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- ・事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につなげていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

- ・事業実施自治体は、関係機関等を構成員(※)とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
(※)自治体職員(関係分野の職員を含む)、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
- ・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

105

生活困窮者自立支援法の改正法案

○基本理念の規定の創設、定義規定の見直し

【改正法案における規定】

(基本理念)

第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

(定義)

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

◎社会福祉法 [平成29年改正]

(地域福祉の推進)

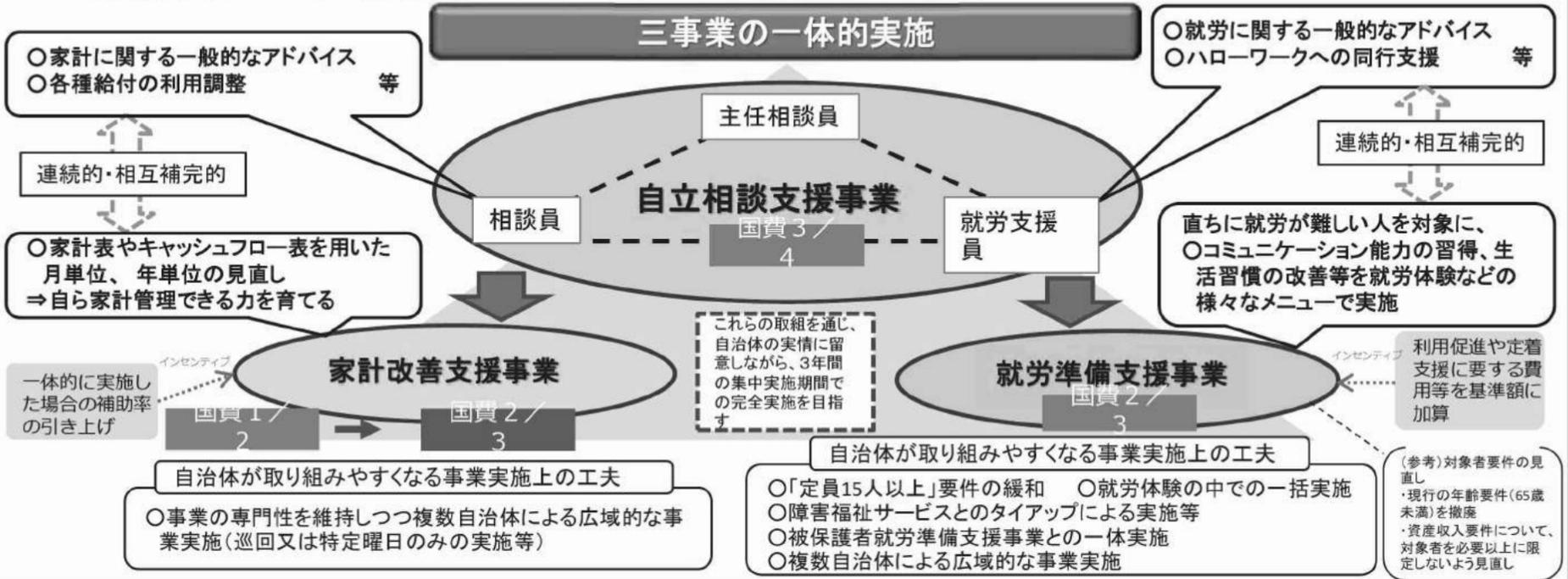
第4条 (略)

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- ・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。
 - ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
 - ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
 - ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。
- ※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。

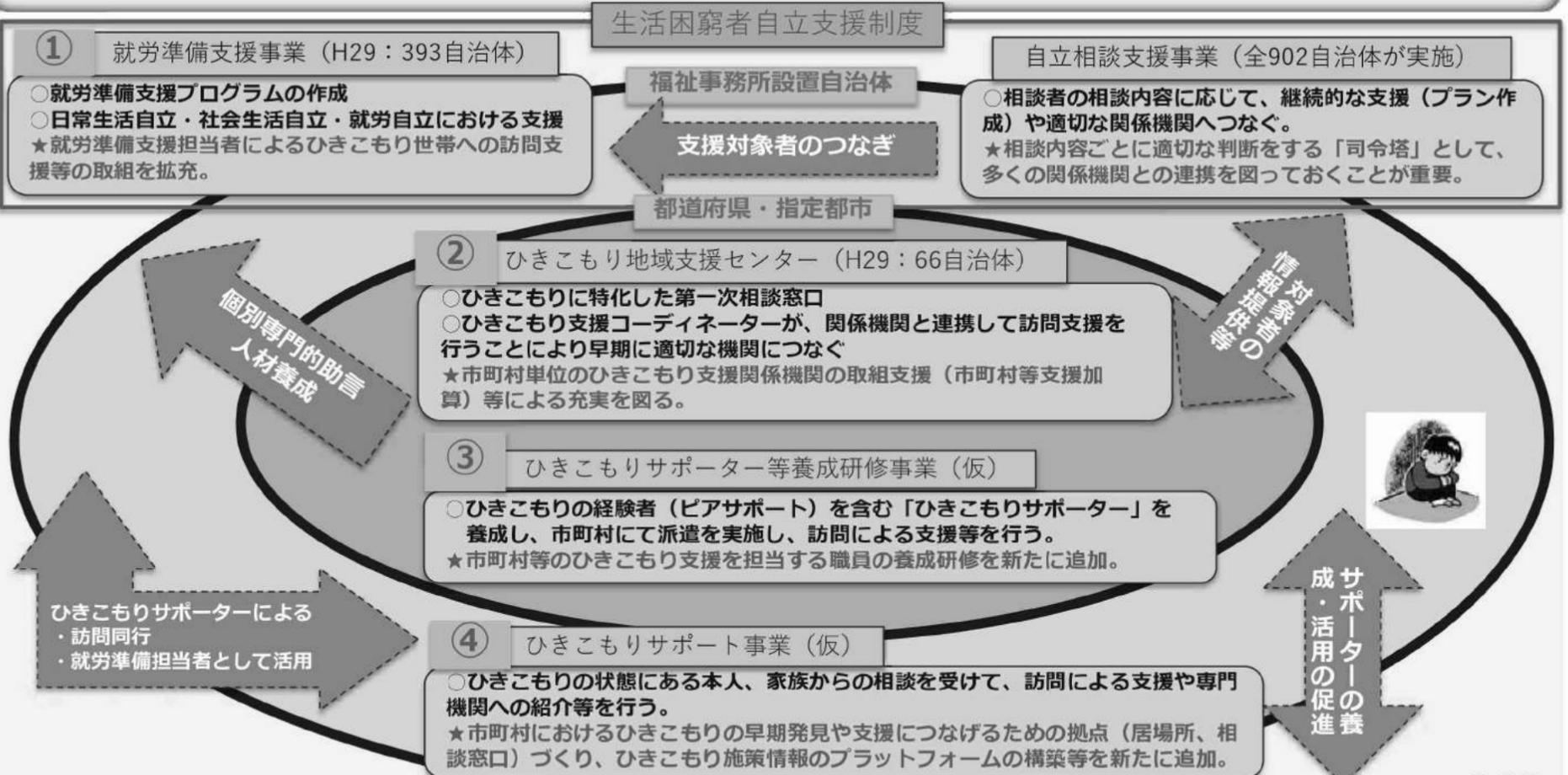


5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

[30年度予算] 就労準備支援・ひきこもり支援の充実

- ◇ 30年度予算において、福祉事務所設置自治体単位で実施する就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実させるとともに、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化(広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等)を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。



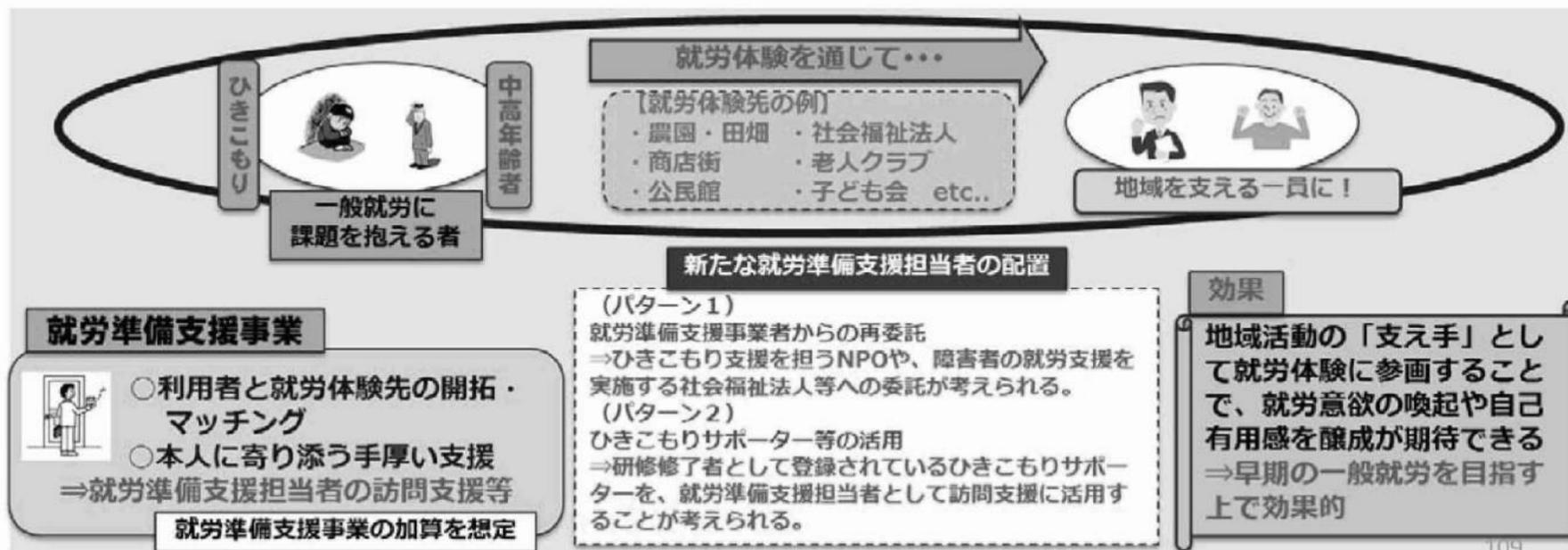
(1) 地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業

平成30年度予算額 : 5.8億円 (うち困窮分3.3億円)

- ◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効である。
- ◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組を推進する。

対象経費 ◇地域における就労体験先の開拓・マッチング ◇利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費

補助率 2/3



(2) ひきこもり対策推進事業の強化

平成30年度予算額 : 5.3億円

1 ひきこもり地域支援センターの市町村バックアップ機能等強化

補助率 1/2

従来の「ひきこもりに特化した第一次相談窓口」、「関係機関と連携した訪問支援」といった機能に加え、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化のために「ひきこもり支援関係機関へのバックアップ」の機能を付加する。また、センター自ら実施する訪問支援体制も併せて充実を図ることで、ひきこもり支援専門機関としての役割を十分に発揮できる体制を整備する。

(現行)

(拡充・強化)

- ・広域的な相談窓口
- ・関係機関と連携した訪問支援

- ・広域的な相談窓口
- ・関係機関と連携した訪問支援

【市町村バックアップ機能強化】

- ※主として都道府県センターを想定
- ・関係機関（困窮者支援機関等）が行う個別ケースの支援方針設定カンファレンスへの助言等
- ・ひきこもり支援実施者からの相談対応
- ・市町村単位でのひきこもり支援体制構築のための助言

【訪問支援体制強化】

- ・困難ケースへの訪問支援
- ・相談支援専門員の配置等による訪問支援活動の重点的実施

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の充実

従来の「ひきこもりサポーター養成研修」に加え、市町村等のひきこもり支援を担当する職員の研修も併せて行うこととし、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上が図られるようにする。

- ・ひきこもりサポーター養成研修

- ・ひきこもりサポーター養成研修
- ・市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

3 市町村におけるひきこもりサポート体制の充実

従来の「ひきこもりサポーター派遣事業」に加え、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築等を推進する。

- ・ひきこもりサポーター派遣事業

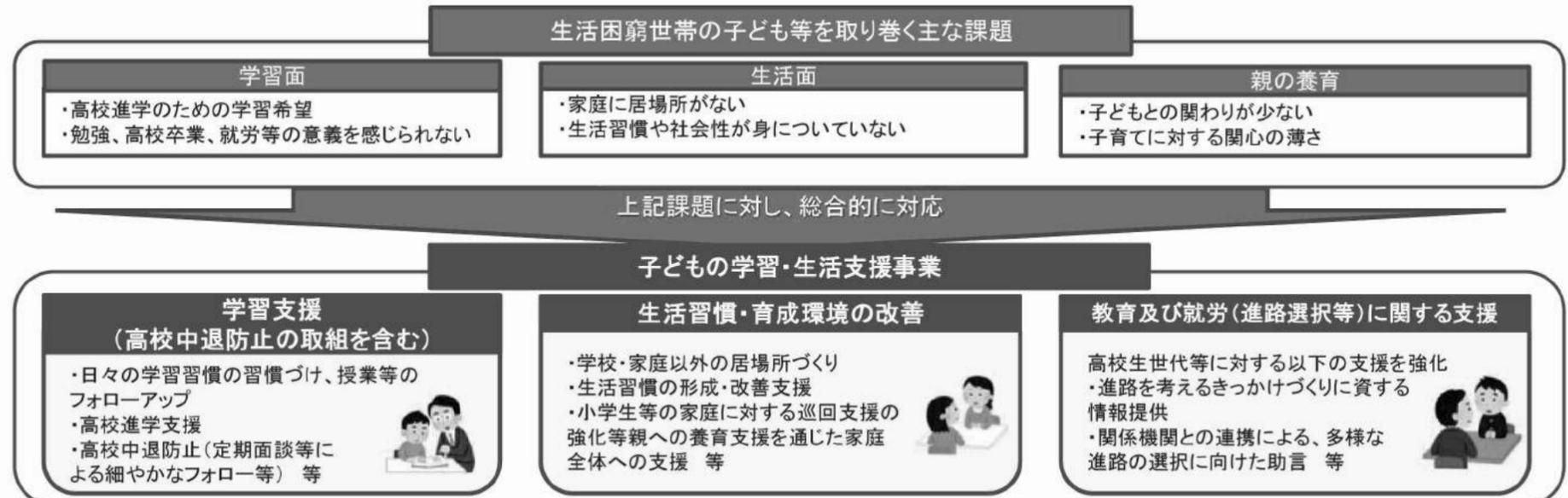
- ・ひきこもりサポーター派遣事業
- ・ひきこもり支援拠点づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォーム構築
- ・家族会、当事者グループと連携した居場所、相談窓口づくりへの支援

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

➡ 支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

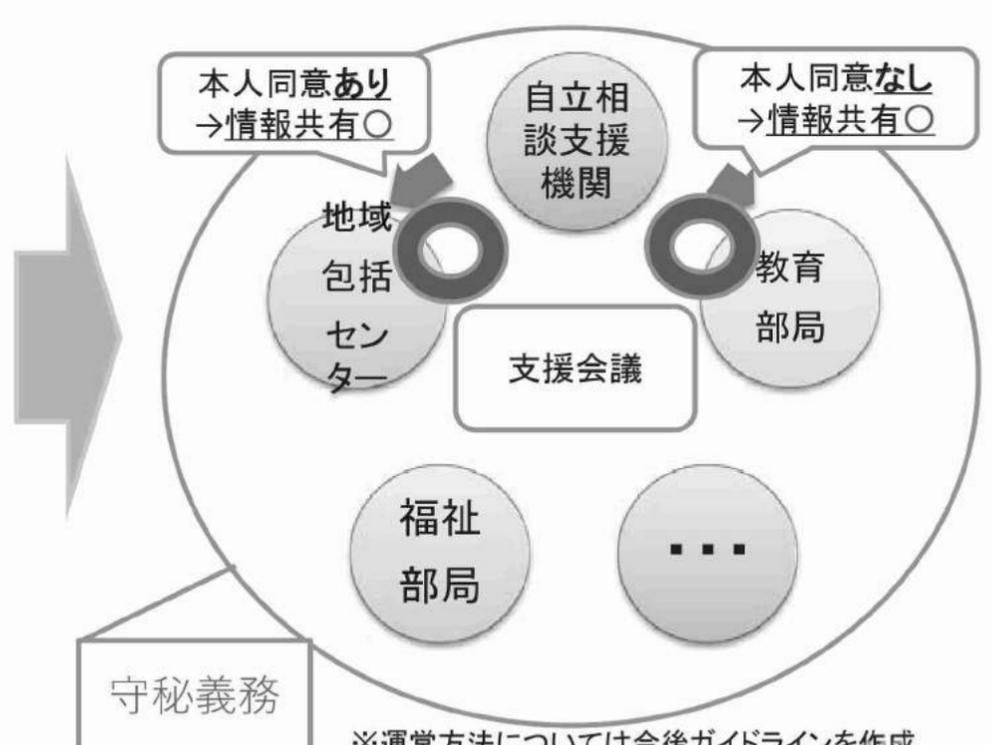
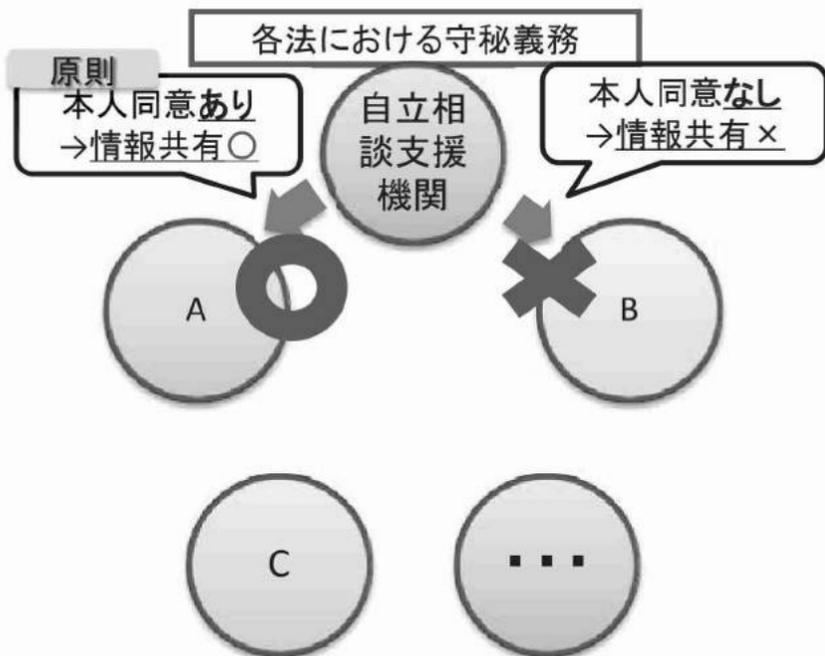
「支援会議」の守秘義務

課題

- 支援における情報共有は本人同意が原則
- ← 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース
- ・同一世帯の様々な人が別々の部局・機関に相談に規定するが世帯全体の課題として共有されていないケース
- の中には、世帯として状況を把握して初めて困窮の程度が把握できるケースがある。

「支援会議」(新設)

- 関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- 守秘義務の設定
- ➡ 本人同意なしで、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。



※「支援調整会議」は個々の生活困窮者の支援プランの決定を行う場であり目的が異なる。

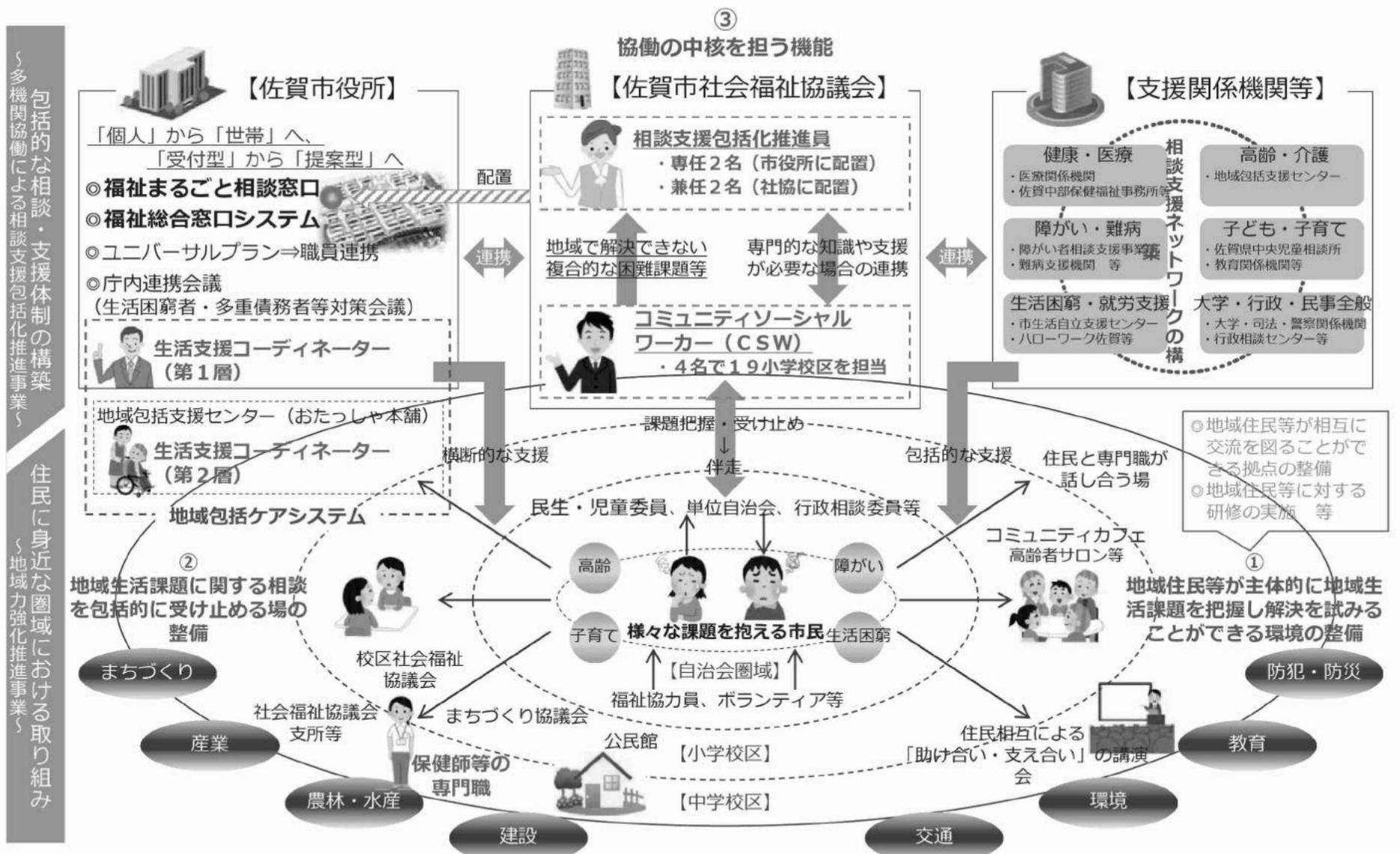
※運営方法については今後ガイドラインを作成

地域共生社会の実現に向けた 佐賀市の取り組み

～市民の負担軽減のための徹底した職員連携と合理化・効率化が図られた福祉総合窓口システムの開発～

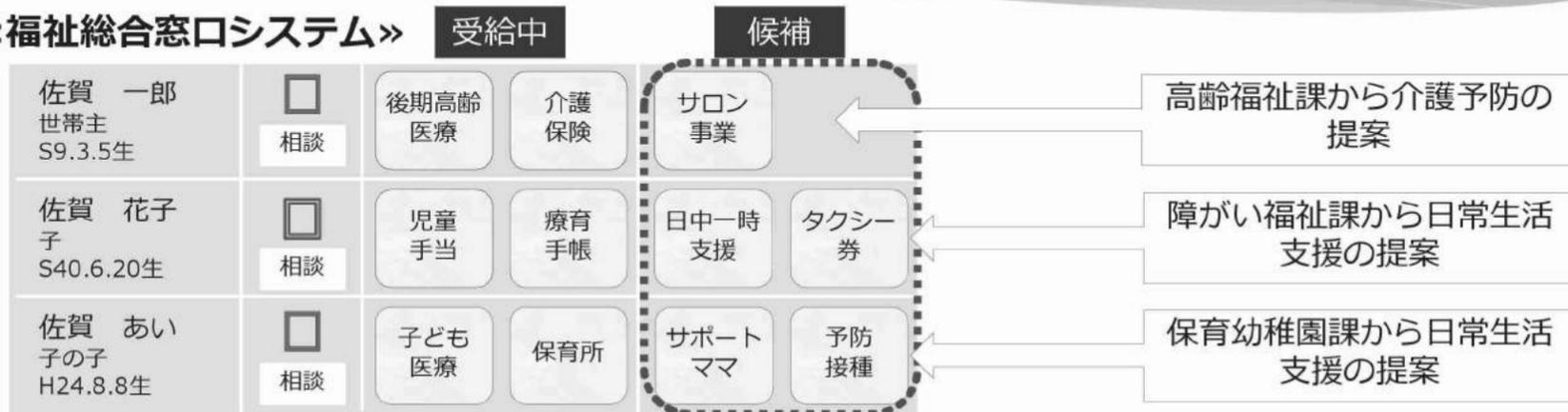
※以下のスライドは佐賀市福祉総務課提供資料

地域共生社会の実現に向けた取り組みイメージ(佐賀市版)



佐賀市公所の相談・支援体制（福祉総合窓口システム・職員連携）

「福祉総合窓口システム」



「職員連携」



アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援 ネットワークを活用した多面的援助アプローチ

～どんな境遇の子どもも見捨てない！NPOによる「協働型」「創造型」の支援実践～

社会的孤立・排除を生まない
総合的な支援体制の確立

足りないもの、必要なものは
「協働」で創り出す！



すべての子ども・若者が「安心」と
「希望」を抱ける地域づくり

○セッション

“やさしい”社会へ！ ～長崎青春×長崎純情～

学生サークル「長崎多職種連携・たまごの会」 × コウイチさん

◇登壇者

- ・セッション①：“やさしい”社会へ！ ～長崎青春～

「長崎多職種連携・たまごの会と長崎県地域生活定着支援センターとの活動」

長崎多職種連携・たまごの会 長崎大学 医学部保健学科 3年 酒瀬川 政孝 氏

長崎純心大学 地域包括支援学科 2年 後藤 麗奈 氏

村上 史華 氏

- ・セッション②：“やさしい”社会へ！ ～長崎純情～

「“やさしい”社会へ！ ー当事者が語る長崎での10年ー」

語り：コウイチさん(当事者)

聞き手：伊豆丸 剛史（長崎県地域生活定着支援センター 所長）

○プロフィール○

<長崎多職種連携・たまごの会>



長崎大学医学部生と長崎純心大学地域包括支援学科生とが2015年3月に発足させた「長崎多職種連携・たまごの会」は、医療や福祉を学ぶ多職種のたまご同士が「生きた知識を教え学びあい、共に育つ場」をつくり、将来の地域包括ケアを支えていく存在になるという目標の下、様々な活動を展開しています。現在、メンバーは長崎大学、長崎純心大学で医師や看護師、社会福祉士などを目指す38名の学生が所属しています。

たまごの会では、「社会福祉班」「生命倫理班」「医療健康班」「地域交流班」などの各班が医療や福祉などの社会的課題に関する勉強会を企画し、これまでに医療ソーシャルワーク、累犯障害者・高齢者の支援、栄養サポートチーム、出生前診断などの多岐に渡るテーマについて、専門家を交えた勉強会を開催してきました。たまごの会は、他の専門分野を学ぶ学生や専門家との連携を深めるだけでなく、卒業生が後輩たちに現場の実情を教えてくれる場としても機能しています。

今後も多くの方との繋がりを大切に、たまごの会の活動を精力的に進めていきたいと考えています。

長崎多職種連携・たまごの会と 長崎県地域生活定着支援センターとの活動



長崎大学 医学部保健学科

3年 酒瀬川政孝

長崎純心大学 地域包括支援学科

2年 後藤麗奈

村上史華

法務省「平成30年版 再犯防止推進白書」 で紹介していただきました。

次に、長崎県地域生活定着支援センター（以下「長崎定着」という。）では、「長崎多職種連携・たまごの会」という学生サークルとの勉強会やフィールドワークを重ねている。こちらは医師のたまごである長崎大学医学科の学生とソーシャルワーカーのたまごである長崎純心大学の学生同士が、社会に巣立つ前の“たまご”の時から交流し学びを深めることで、“ひよこ＝社会人”になっても医療と福祉の垣根のない繋がりを創っていこうという、新しい発想のサークルである。長崎定着では、同会と「刑務所参観」を実施したり、大学内での勉強会やグループワークを重ね、医療と福祉に司法福祉の領域を混ぜ込んだ、まさに活かした人材創出・育成に力を入れている。

以上、「福祉と再犯防止」の関係性を織り交ぜながら、地域生活定着支援センターの活動やその特色ある取り組みを御紹介した。

これからも、私たち全国の地域生活定着支援センターは「再犯防止」ではなく、個々の「しあわせ」を追求していく。きっと、その道は「犯罪を生まない社会」へと繋がり、さらにその先には誰にとっても“やさしい社会”が広がっているのだと信じて。



長崎定着と長崎多職種連携・たまごの会（学生サークル）による長崎刑務所参観の様子
【写真提供：長崎県地域生活定着支援センター】

「“やさしい社会”その実現に向けて～地域生活定着支援センターの挑戦～」
全国地域生活定着支援センター協議会・事務局長 伊豆丸剛史

たまごの会とは



長崎多職種連携・たまごの会

- 現場では多職種連携の必要性が強く謳われているが、学生の間ではどうしても自分たちの専門分野以外のことに目を向けることが難しい。
- たまごの会を通して、学生が主体となり、大学の枠をこえ、学生のうちから顔の見える関係を作りたいと活動している。

たまごの会 誕生のきっかけ



長崎地域医療セミナー
in GOTO
(五島列島 福江にて)

ワークショップで **着眼点が違う!**
地域と聞いて医学生は「へき地」、
福祉学生は「コミュニティ」をイメージ

↓
年に1回の交流で終わらせたくない

自分が学んでいることを教えたい

他学部が学んでいることを知りたい

↓
顔の見える関係を作りたい

2015年3月 両大学学生有志によって「たまごの会」誕生

長崎多職種連携・たまごの会

長崎大学
医学部 医学科 14名
保健学科 1名
教育学部 1名

長崎純心大学
人文学部
地域包括支援学科 22名

活動目標：

「生きた知識を互いに教え、学びあい、共に育つ場」をつくり、地域包括ケアシステムを支えていく存在になること

設立時期：

2015年3月3日

長崎多職種連携・たまごの会

①勉強会

「医療・健康」「社会福祉」「生命倫理」「地域交流」の4つの班に分かれて、医者や看護師、社会福祉士のたまごたちが共に見学に行ったり、自主学習を通して得た知識を、勉強会を設けて共有・発信する

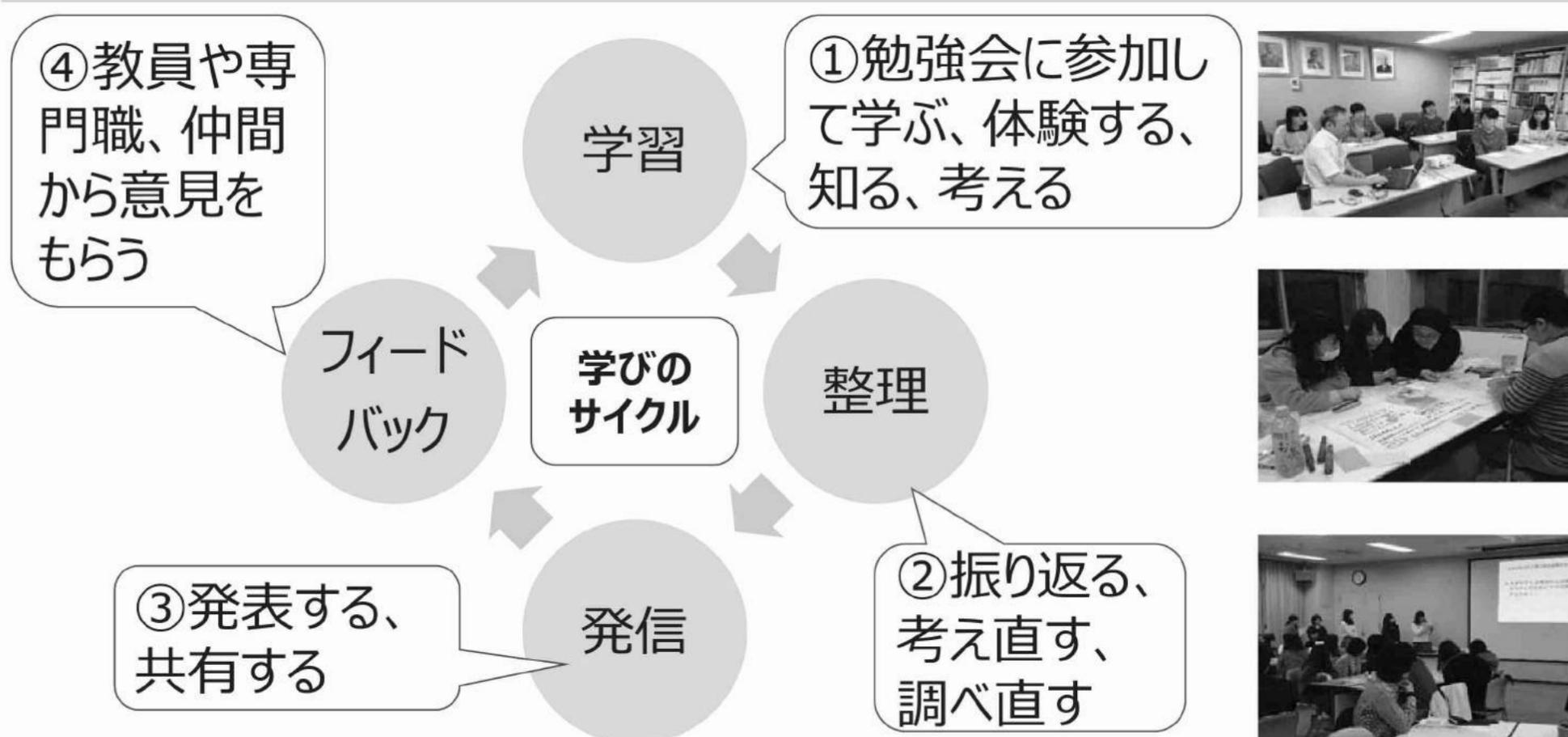
②定期ミーティング

月1回、各班の進捗報告、事例検討、フリーディスカッション等

③学び

自分が専門とする分野の知識を深め、同時に、他の専門職の役割を知る

たまごの会 唯一のルール



つながっている団体



- 長崎県地域生活定着支援センター
- 長崎ダルク
- 長崎市役所
- 東大リアルゼミ
- 長崎大学病院
- みなとメディカルセンター
- 日本財団
- 多機関型地域包括支援センター
- 認知症の人と家族の会 等々

地域包括ケア調査研究事業企画委員会

毎月1回開催
(H30年3月までは毎月2回開催)

内容：福祉系学生、医学系学生、大学教員、医療・福祉従事者、行政等、様々な立場の人達が参加する地域研究活動



【医療・福祉現場従事者】

- 地域包括支援センターの社会福祉士、
- 病院の医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）
- 長崎市多機関型地域包括支援センター職員（社会福祉士）

産



【行政】

- 長崎県福祉保健部
- 長崎市地域包括ケアシステム推進室、
- 長崎県内保健所長（医師）

官

【大学】

- 長崎純心大学生、
- 長崎大学医学部生
- 長崎純心大学教職員
- 長崎大学医学部教職員

学

たまごの会も活動内容を発表し、多数の助言をもらっている

最近の活動内容紹介



活動班

社会福祉班

- 医療×福祉×司法
- 依存症について
- 医療ソーシャルワーカー
- 社会福祉士について

生命倫理班

- ハンセン病から学ぶ人権
- 精神疾患
- 出生前診断
- 死生観

医療・健康班

- 糖尿病
- 子どもの健康推進活動
- 栄養サポートチーム(NST)
- 残薬

地域交流班

- 認知症介護
- オレンジカフェ
- 長崎手話サークル
- 多機関型地域包括支援センター

医療・健康班では ～その1～

糖尿病

20年という期間をかけてゆっくり体をむしばむ

日々の運動と食事が大切



足が壊死して切断することになる…



こうならないために
正しい生活習慣を



1日10分の適度な運動



栄養バランスのとれた食事

医療・健康班では ～その2～

実際の糖尿病患者さんへの関わりを知ろう

糖尿病療養指導士認定合同教育セミナーへの参加

【参加者】 医師、看護師、管理栄養士、たまごの会メンバー

【内容】 苦労した症例を多職種で話し合い解決する

【目的】 困った時に1人で悩まず同僚や他職種の方に相談すること、「誰が何にどのように困っているのか」を意識すること



患者さんの本音を把握し理解するために多職種連携が大切だとわかった

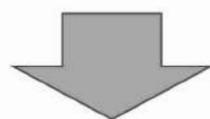
医療・健康班では ～その3～

医療、福祉、当事者（患者や利用者など）、行政に着目してみると、

入院している間は正しい生活習慣を身につけるための医療のサポートがある



しかし退院すると医療のサポートがなくなるので、正しい生活習慣を継続するためには当事者の努力と住み慣れた地域を基盤とした支援が大切



福祉や行政はどのような支援をしているのだろうか？

生命倫理班

平成29年 長崎大学「夢への架け橋」チャレンジ・プロジェクト 採択

【研究テーマ】

人権について～ハンセン病の社会史からの学び～(2017年2月-2018年2月)

【目的】

人権尊重の観点からハンセン病の歴史を再考察することを通して、当時の医療・福祉領域の問題点を見つけ考え、それを現代の社会にどう生かしていけるかを見つける。

2017年7月31日～8月4日

国立療養所 多磨全生園（東京都東村山市）訪問

2017年8月17日

国立療養所 菊地恵楓園（熊本県合志市）訪問

回復者・入所者とたまごの会との交流



市民公開講座の開催

【日時】 2017年11月12日（日） 13:30～16:30

【テーマ】 知ろう、考えよう、伝えよう～ハンセン病の歴史から学ぶ人権～

【講師】 笹川記念保健協力財団 会長 喜多 悦子氏
元熊本県知事 潮谷 義子氏
朝日新聞 岡田 将平氏



どうしたら偏見や差別がなくなるのか

- 正しい知識を得ること
- 一人ひとりが互いを尊重し、認めあい、受け入れること
- 今後はハンセン病の歴史だけでなく、社会史について調べていきたい
- ハンセン病だけでなく、他の人権課題についても関心をもち続ける
- 家族や友人と語る機会を設ける

負の歴史から学び、現在・未来へ活かす

地域交流班

認知症介護について

【日時】 2016年9月30日（金） 18:30～20:30

【テーマ】 認知症患者の家族の会

【内容】 長尾さんの奥さんが認知症になったときの気持ちやその後の介護について

【講師】 「認知症の人と家族の会」世話人代表 長尾一雄氏

参加者の感想

- 認知症の方の家族の問題だけでなく、**地域の問題**なのだと実感できた
- 他人事と捉えずに**誰にとっても身近な存在**であることを忘れないようにしたい



オレンジカフェへの参加 (琴海)

① 2017年5月13日(土)13:00～15:00

テーマ:「ぬくもりを届けたい、手から心へ」

講師 : 中島 るり子 先生(もってこい長崎 レクリエーショングループお手玉の会会長)

内容 : 音楽レクリエーションの目的と効果/実践、お手玉の実践

② 2017年6月10日(土) 13:00～15:00

テーマ:「認知症について看護師さんに聞いてみよう」

講師 : 福島 さや香 先生(長崎北病院 認知症看護認定看護師)

内容 : 認知症に対する講話、情報交換や脳の元気度チェック



参加者の感想

- 認知症を学ぶ場だけではなく地域の交流の場や居場所であると感じた。

長崎県地域生活定着支援センター

×

たまごの会



社会福祉班と長崎県地域生活定着支援センター

社会福祉班

長崎県地域生活定着
支援センター

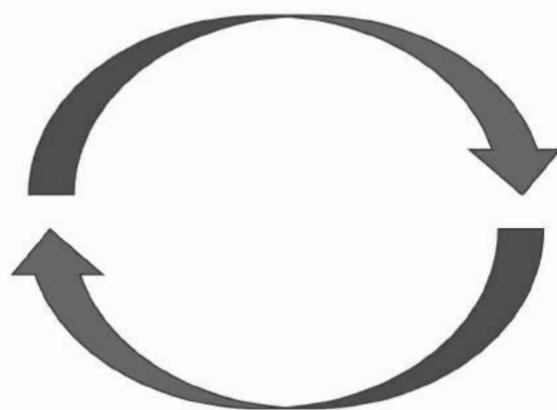
- 医療×福祉×司法
- 依存症について
- 医療ソーシャルワーカー
- 社会福祉士について

長崎県地域生活定着支援センターとの出会い

長崎県地域生活定着支援センター

①新聞でたまごの会を知り、純心大学卒業生の職員の方がたまごの会に連絡。

たまごの会



②メンバーの1人が地域生活定着支援センターに興味があり、連絡を取る

2016年1月

⇒福祉と医療と司法の連携を目的として勉強会を開催決定

長崎県地域生活定着支援センターとの出会い

第1弾

【日時】2016年5月21日（土）

【テーマ】地域での生活を取り戻す～罪に問われた障がい者、高齢者～

【内容】刑務所の中の要介護者、『地域生活定着支援センター』の主な業務

【講師】長崎県地域生活定着支援センター所長 伊豆丸 剛史 氏

第2弾



【日時】2016年7月16日（土）

【テーマ】祝！たまごの会 第2ラウンド

【内容】矯正施設・保護観察所・更生保護施設、『地域生活定着支援センター』支援の流れについて

【講師】長崎県地域生活定着支援センター所長 伊豆丸 剛史 氏

長崎県地域生活定着支援センターとの出会い

第3弾

【日時】2017年6月30日（金）18：30～21：30

【テーマ】司法の魅力にギャップ萌え！

～福祉・医療・教育・メディアとの視点から～

【内容】刑務所の現状、佐世保高1女子同級生殺害事件・長崎男児誘拐殺人事件について

【講師】

長崎県地域生活定着支援センター

所長 伊豆丸 剛史 氏

長崎新聞報道部

次長 坂本 文生 氏



使用したポスター

勉強会后

感想

- これまで考えてこなかったことに触れることができた。
- 被害者に注目しがちで、加害者に注目したことがなかった。
- 誰の問題、どの事件においても、福祉・教育・医療・行政などのつながりが必要。
- 誤った情報や噂がある。
- 視野が広がった。

など。

実際に刑務所で障がい者や高齢者が

①どのように暮らしているのか。

②どのような支援を行っているのだろうか。

刑務所参観

日時：2017年10月6日(金)13:30～15:30

場所：長崎刑務所(長崎県諫早市小川町)

内容：長崎刑務所を参観し、犯罪を犯した方が、出所に至るまで、どのような環境で更正されているのかを実際にみること。
また、参観を通して司法と福祉の連携について知る。



刑務所参観感想

- 司法の分野においても社会福祉士として活躍できる場があることを知り、刑務所で福祉専門官として働かれている方がすごくかっこよくみえた。
- 出所した方々が地域に帰った時に孤立しないように地域の資源に結びつけることや、継続的な支援等を行っていくことが大切であるのではないかと感じた。
- 刑務所のことについて更正保護の講義で学習していたが実際に刑務所を参観させていただいてイメージと違う部分も多くあった。
- 刑務所に収容されている人々にはしっかりとした人権があり、その人権を守りながら受刑者たちと絶妙な距離感をとりつつ秩序を守っている職員がいることを学んだ。
- たまごの会のメンバーが将来する仕事とは決して「関係ない」とは言えない世界だということを知ることができた。

社会福祉班 長崎ダルク見学

【日時】 2018年11月13日（火）

【場所】 長崎ダルク

【目的】 長崎ダルクを見学し、活動内容を知る。

当事者同士で経験や気持ちを分かち合う
自らの話をする事で自分に正直になる

回復のきっかけ

グループミーティング

- 依存症の方々が、一人ずつ自分の思い近況など話をしていった。
- 聞いた話に**意見**や**批判**はしない、**言いつぱなし**、**聞きつぱなし**

正直に気持ちを話せる
安心できる居場所

社会福祉班 依存症勉強会

【日時】 2018年12月9日（日） 13:00～15:00

【テーマ】

依存症ってどんな病気？～長崎ダルクから学ぶ実践・回復・連携について～

【講師】

特定非営利活動法人ちゅーりっぷ会 長崎ダルク代表 中川 賀雅氏

長崎県地域生活定着支援センター 所長 伊豆丸 剛史氏



【内容】

- 依存症についての発表
- 伊豆丸氏、中川氏による講話
- グループワーク
 - ① 依存症について現時点でのイメージ
 - ② 講話後の依存症のイメージ

社会福祉班 依存症勉強会後

依存症

- 自分の意志でコントロールすることが非常に困難な脳の病気
- 多くの人が依存症に対してマイナスイメージがある。



『専門職』

依存症者に対し、**反社会的、治療困難**というイメージがある

『社会意識』

怖い、関わりたくない、人間関係が乏しいというイメージがある

社会から孤立している

求められる罪を犯した人や依存症の人への共通の支援

専門職や住民、社会のネガティブな意識があり、本人（当事者や受刑者）が社会的孤立になりやすい。



医療的支援、地域生活定着支援センター等の福祉的支援、ダルク等の当事者団体、地域住民がつながり、地域を基盤とした多職種連携を構築するとともに、本人にとって、安心できる居場所、社会を構築することが大切。



本人が孤立しないように居場所の提供と社会とのつながりを作る。

依存症勉強会 参加者の感想

- 「社会の中で生きづらさを持つ人が依存症になりやすい」と聞き、依存症だけを見てしまい、その人を知らないまま思い込みの支援を考えてしまうところだった。
- いかなる支援もその人自身をよく知る必要がある。
- 専門家自身が偏見を持っておりそれ自体に気づいていないのかもしれないと思った。
- これから自分にできること、しなければならぬことを再確認できた。

たまごの会として
できることはないか？

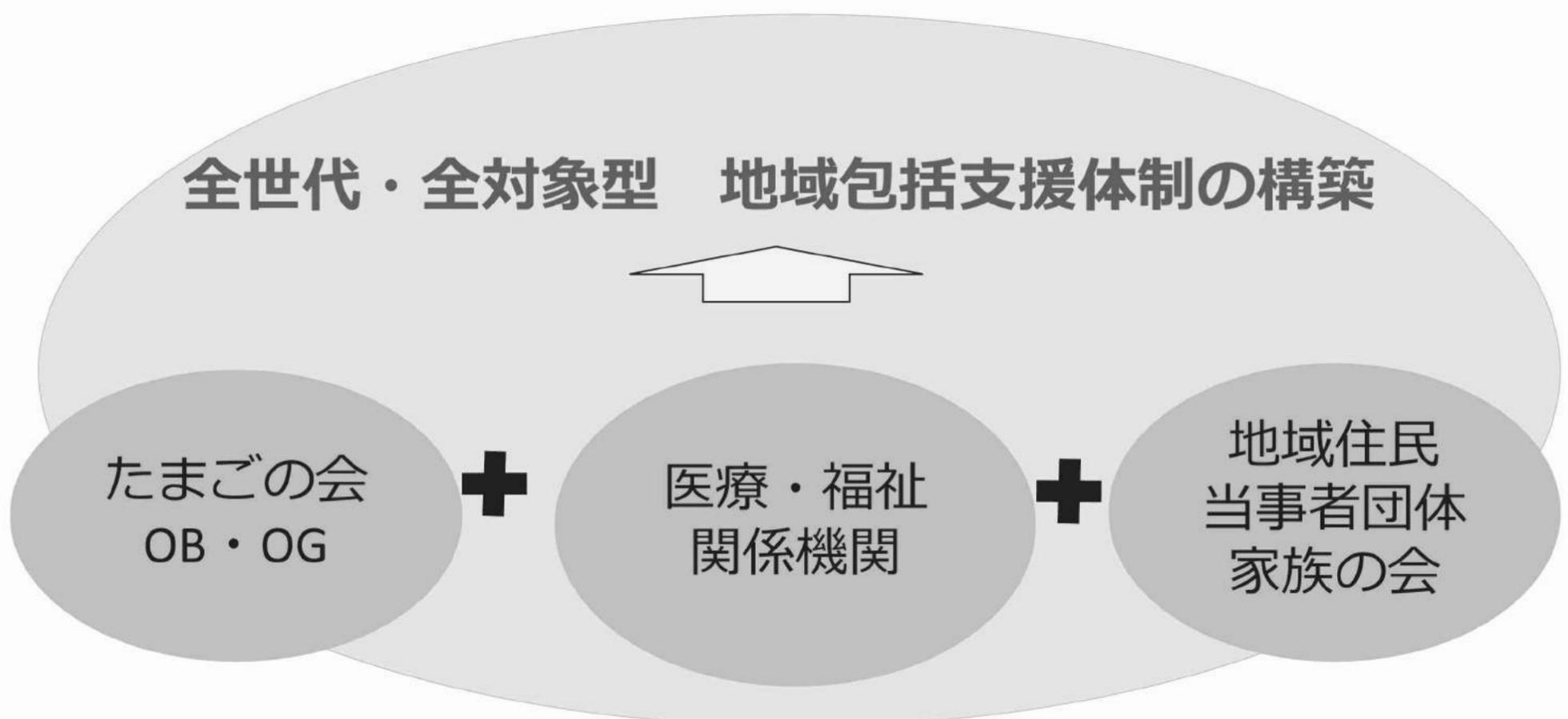
たまごの会ができること

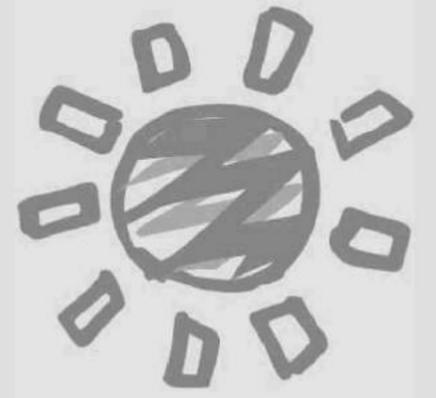
- ① **知** ● 依存症に関する正しい知識を得る。
- ② **考** ● 勉強会を通して参加者と一緒に考える。
- ③ **伝** ● 得た知識を共に発信する。



誰もが学べる場を継続的に作る。

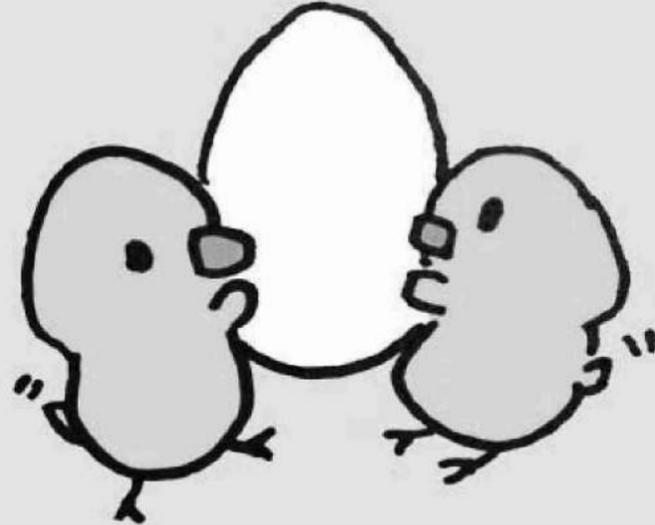
たまごの会の強み





ご清聴

ありがとうございました！



Session

“やさしい”社会へ！



語り：コウイチさん



聞き手：伊豆丸
(長崎定着 所長)

どうして立ち直れたのか？ どんなことが支えになったのか？

出所後、長崎で過ごした10年から、

“やさしい”社会づくりへのヒントをお話しいただきます！

コウイチさん・プロフィール

1968年 山口県生まれ

幼少期からいろいろな生きづらさを抱え、刑務所への服役も経験。

現在は、福祉サービスを利用しながら地域の中で約10年生活。

近年では、研修会や大学などで自身の経験を伝える活動を行い、

“やさしい”社会への伝道者として、県内外で精力的に活動している。

平成 30 年における 開催県・長崎の取り組み紹介

1. 南高愛隣会が「内閣総理大臣表彰」（平成 30 年安全安心なまちづくり関係功労者表彰）受彰
2. 全定協として「平成 30 年版再犯防止推進白書」にコラム執筆
3. 長崎定着として、各種 TV 番組に出演・新聞記事掲載

1. 平成30年10月11日(木)

南高愛隣会が「内閣総理大臣表彰」(平成30年安全
安心なまちづくり関係功労者表彰)受賞



2. 全定協として「平成30年版再犯防止推進白書」に コラム執筆

平成30年版
再犯防止推進白書

法 務 省



昨今、「再犯防止」という言葉をよく見聞きするようになった。これは、2016年（平成28年）12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」によるところが大きい。

今回は、その中でも特に注目が集まっている「福祉と再犯防止」について、「地域生活定着支援センター」という福祉サイドの活動を切り口に、その両者の親和性について考えてみたい。

「福祉と再犯防止」、ここに直線的な親和性は存在しない。

なぜなら、福祉とは本来「welfare＝しあわせやゆたかさ」を指し、「再犯防止」の対極にある考え方だからだ。しかしながら、個々の「しあわせ＝福祉」を真っ直ぐに追求していくことが、ひいては「犯罪を生まない社会」、すなわち「再犯防止」に繋がっていくのだとすれば、そこにはじめて間接的な親和性が生まれていくのではないだろうか。

地域生活定着支援センターは、刑務所出所後の帰住先がない受刑者、特に障がい者や高齢の受刑者の「しあわせ」を追求していく、まさにその「福祉」を具現化するセンターとして、2009年度（平成21年度）に厚生労働省によって事業化された。現在では、各都道府県に原則1か所ずつ設置されており、受刑中から出所後の帰住先を探したり、出所後も伴走的に寄り添ったりといった、いわば刑務所と社会とを繋ぐ“架け橋”の役割を担っている。厚生労働省から公表されている「地域生活定着支援センターの支援状況」によれば、毎年約1,400名程度の受刑者等が地域生活定着支援センターの支援を受けており、福祉の支援を受けて社会復帰していく方たちは確実に増え続けている。また、このような全国的な支援活動を広くサポートしていくことを目的に、2010年（平成22年）3月には「全国地域生活定着支援センター協議会」（以下「全定協」という。）が発足している。詳細については、全定協のウェブサイトに掲載されているので、ぜひ御覧いただきたい。

地域生活定着支援センターも、間もなく事業開始から丸10年を迎える。この間、全国の地域生活定着支援センターに求められるニーズは、単に「刑務所等に服役している帰住先がない障がい者や高齢の受刑者への社会復帰支援」というフェーズから、いかに「地域社会を巻き込み、どれだけ理解者を広げ、息の長い支援の輪を地域社会の中に芽吹かせていくか」、そういったフェーズに移ってきているように思う。

大阪府地域生活定着支援センター（以下「大阪定着」という。）では、地域における支援のネットワークづくりと啓発を目的として、「刑務所ぐらし、シャバぐらし」という連続ワークショップを開催している。こちらは、大阪定着とその母体法人である「よりそいネットおおさか」が、「大阪市立大学都市研究プラザ」と手を取り合い、刑務所の仕組み等に通じた専門家や実際に出所者支援に携わっている関係者が講演を行って受刑者が社会復帰する際のハードルを伝えるとともに、彼らを受け入れる社会の側のチカラを醸成し



大阪定着と大阪市立大学都市研究プラザ等による連続ワークショップの様子
【写真提供：大阪府地域生活定着支援センター】

ている。聴講には、矯正関係者や弁護士、保護観察官等といった司法関係者のほか、学生なども多数訪れるなど、啓発だけではなく、人材育成の場ともなり得ている。

次に、長崎県地域生活定着支援センター（以下「長崎定着」という。）では、「長崎多職種連携・たまごの会」という学生サークルとの勉強会やフィールドワークを重ねている。こちらは医師のたまごである長崎大学医学科の学生とソーシャルワーカーのたまごである長崎純心大学の学生同士が、社会に巣立つ前の“たまご”の時から交流し学びを深めることで、“ひよこ＝社会人”になっても医療と福祉の垣根のない繋がりを創っていこうという、新しい発想のサークルである。長崎定着では、同会と「刑務所参観」を実施したり、大学内での勉強会やグループワークを重ね、医療と福祉に司法福祉の領域を混ぜ込んだ、まさに活きた人材創出・育成に力を入れている。

以上、「福祉と再犯防止」の関係性を織り交ぜながら、地域生活定着支援センターの活動やその特色ある取り組みを御紹介した。

これからも、私たち全国の地域生活定着支援センターは「再犯防止」ではなく、個々の「しあわせ」を追求していく。きっと、その道は「犯罪を生まない社会」へと繋がり、さらにその先には誰にとっても“やさしい社会”が広がっているのだと信じて。



長崎定着と長崎多職種連携・たまごの会（学生サークル）による長崎刑務所参観の様子
【写真提供：長崎県地域生活定着支援センター】

3. 長崎定着として、各種 TV 番組に出演・新聞記事掲載



TV 出演

①NHK Eテレ「ETV 特集」（平成 30 年 2 月 24 日放送）

【居場所があれば立ち直れる～累犯障害者 社会で生きるために～】



②NHK Eテレ「ハートネット TV」（平成 30 年 5 月 31 日）

【罪を犯した発達障害者の“再出発” 第 2 回 出所、そして社会へ】

※11 月 21・28 日にアンコール放送



③NHK Eテレ「バリバラ」（平成 30 年 7 月 29 日放送）

【罪をくり返す障害者】



コメンテーターとしてスタジオ出演



- ①長崎新聞朝刊「薬物依存更生へ“確約書”」(平成30年5月28日)
- ②長崎新聞朝刊「記者の目 ただ裁くだけではなく」(平成30年7月12日)
- ③長崎新聞朝刊「障害者の現実 学びの輪」(平成30年9月2日)

①長崎新聞朝刊「薬物依存更生へ“確約書”」(平成30年5月28日)

2018年(平成30年)5月28日 月曜日 紙面編集・丸田理恵

薬物依存更生へ「確約書」

長崎地裁 一部執行猶予判決

生活定着支援センター

吸引目的でシンナーを所持したとして毒劇物法違反罪に問われた長崎市の無職の男(36)の裁判で、県地域生活定着支援センター(同市)が裁判所に更生を支援する「確約書」を提出し、長崎地裁が4月に刑の一部執行猶予判決を言い渡していたことが27日、分かった。薬物犯罪の新たな更生支援モデルとして注目されそうだ。

同センターは各都道府県に計48カ所。罪を繰り返す障害者や高齢者らの裁判に証人出廷したり、刑務所を出所する際に福祉サービスの手続きをしたりして社会復帰をサポートしている。関係者によると、男は薬物依存傾向があり、同種事案での前科は7犯。刑務所への入出所を繰り返すと言われ、昨年9月に仮釈放されていた。裁判では、薬物依存症などのリハビリ施設「長崎ダルク」などの依頼を受け、同センターが男を支援。男が社会復帰した後、ダルクと連携して居住先を確保したり、依存症の治療プログラムを実施したりすることなどを定めた確約書を裁判所に提出した。

長崎地裁の小松本卓裁判官は4月20日、「社会内で規制薬物に対する依存の改

善処遇を実施することが再び犯罪をすることを防ぐために必要」として男に懲役1年6月、うち懲役4月を保護観察付き執行猶予2年(求刑懲役2年)の判決を言い渡した。

同センターの伊豆丸剛史所長は「ダルクと連携して薬物依存症治療の環境整備を図りたい。依存症の人たちの中に障害がある人がいれば福祉的な支援にも取り組む」と話す。

長崎ダルクの中川賀雅代表は「受刑中の面会や居住先の調整などセンターにはできるが、ダルクではできないことも多い。役割分担しながら薬物依存症の人たちの更生に取り組みたい」としている。

(北川亮)

再犯防止に意義
浜井浩一龍谷大教授(犯罪学)の話 薬物犯罪は再犯率の高さが課題となっているが、薬物依存症の人たちは生活面などでさまざまな問題を抱えていることが多い。司法と福祉のコーディネート役である地域生活定着支援センターが、ダルクをはじめ関係機関と連携することでネットワークが重層化し、さまざまな問題の解決を図ることは再犯防止でも意義がある。

強制不妊全国弁護

来月下旬 3次提

旧優生保護法(1948年)下の障害者らへの不妊手術問題に関する全国被害弁護団が27日結成され、4、5人の被害当事者が6月下旬に国家賠償請求訴訟の3次提訴を検討していると明らかにした。弁護団には現時点で約40都道府県の計184人が参加。国に謝罪と補償の立法化、中立的な検証委員会の設置を

旧優生保護法下の不妊手術問題に関する全国被害弁護団の結成大会で、あいさつする共同代表の新里宏二弁護士
→27日午後、東京都中央区

旧優生保護法(1948年)下の障害者らへの不妊手術問題に関する全国被害弁護団が27日結成され、4、5人の被害当事者が6月下旬に国家賠償請求訴訟の3次提訴を検討していると明らかにした。弁護団には現時点で約40都道府県の計184人が参加。国に謝罪と補償の立法化、中立的な検証委員会の設置を

Q&A
刑の一部執行猶予制度 2016年6月に導入。3年以下の懲役・禁錮刑の判決のうち、薬物使用者や初めて実刑

を言い渡された人を対象に刑の一部の執行を1~5年の範囲で猶予し、社会内での更生を促す仕組み。薬物事件で一部執行猶予となった場合は保護観察が付く。

ただ裁くだけではなく

大田 裕 (報道部)



司法担当記者として日々、刑事裁判を傍聴している。先日、刑務所に戻りたいと罪を繰り返した男の公判があった。男は刑務所を出たその足で、諫早市のガソリンスタンドで包丁を示し経営者に現金を要求した。

検察側は「監督者などもおらず再犯は必至」と指摘。実刑判決となった。男には累犯前科2犯を含む前科7犯があり、タクシー強盗の罪で長崎刑務所に収容され、出所して1時間もたたないうちに事件を起こした。裁判で男は動機を述べた。頼れる親族も行く当てもなく、社会復帰に不安を感じていた。「体調不良で刑務所を出たら病院にも行けない…」

本県では全国に先駆け、障害があり犯罪を繰り返す「累犯障害者」への支援態勢が進む。一方、犯罪を繰り返す健全者への支援は、更生保護施設などが考えられる。男は刑期を終え同施設に入所を希望したが拒否された経験がある。

県地域生活定着支援センターの伊豆丸剛史所長は「ただ裁くだけではなく、生活歴や経験則を探ることも大切」と指摘する。社会復帰がうまくいかない場合、支援からあぶれた人に、福祉的支援につなげるための救いの手を差し伸べるのも社会の責任ではないだろうか。

障害者の現実 学びの輪

大学、専門、地域超え

障害のある当事者や福祉関係者に直接、障害者の現実の姿を学んでいる東京大など関東の学生が8月下旬、本県を訪れ、長崎大や長崎純心大などで医療や福祉を学ぶ学生の団体「長崎多職種連携・たまごの会」と交流した。大学や専門分野を超えて関東と長崎で活動している若者たちが、障害に伴う「生きづらさ」や更生の現場の状況とともに、互いの取り組みを学びあった。

本県を訪問したのは、東京大や慶応大などの学生計10人。普段は「障害者のリアル」をテーマにした東大のゼミを拠点に、難病患者ら当事者の話を聞くなどして実情を理解する活動をしている。今回参加した大半は法学部や工学部、経済学部など、医療や福祉とは別分野の学生たちだ。

一方、たまごの会は2015年に発足し、現在は約40人が所属。地域医療などを支えていくため、学生(たまご)のうちから専門領域を超えた交流を深め、将来的に多職種連携を図り、「地域と学生の懸け橋」になることを目標としている。

初めて県外学生と交流し、たまごの会の部長を務める長崎大医学部3年、藤本鴻さん(20)は「多職種を掲げながら今は医療と福祉系ばかり。今後も県内外のさまざまな学部の学生と交流し、補充し合えば、会の可能性が広がる」と意義を強調した。

この日は、累犯障害者を福祉とつなぐ活動をしている県地域生活



互いの活動などを紹介し合う関東の学生と「たまごの会」メンバーら
—諫早市福田町

県内と関東の学生

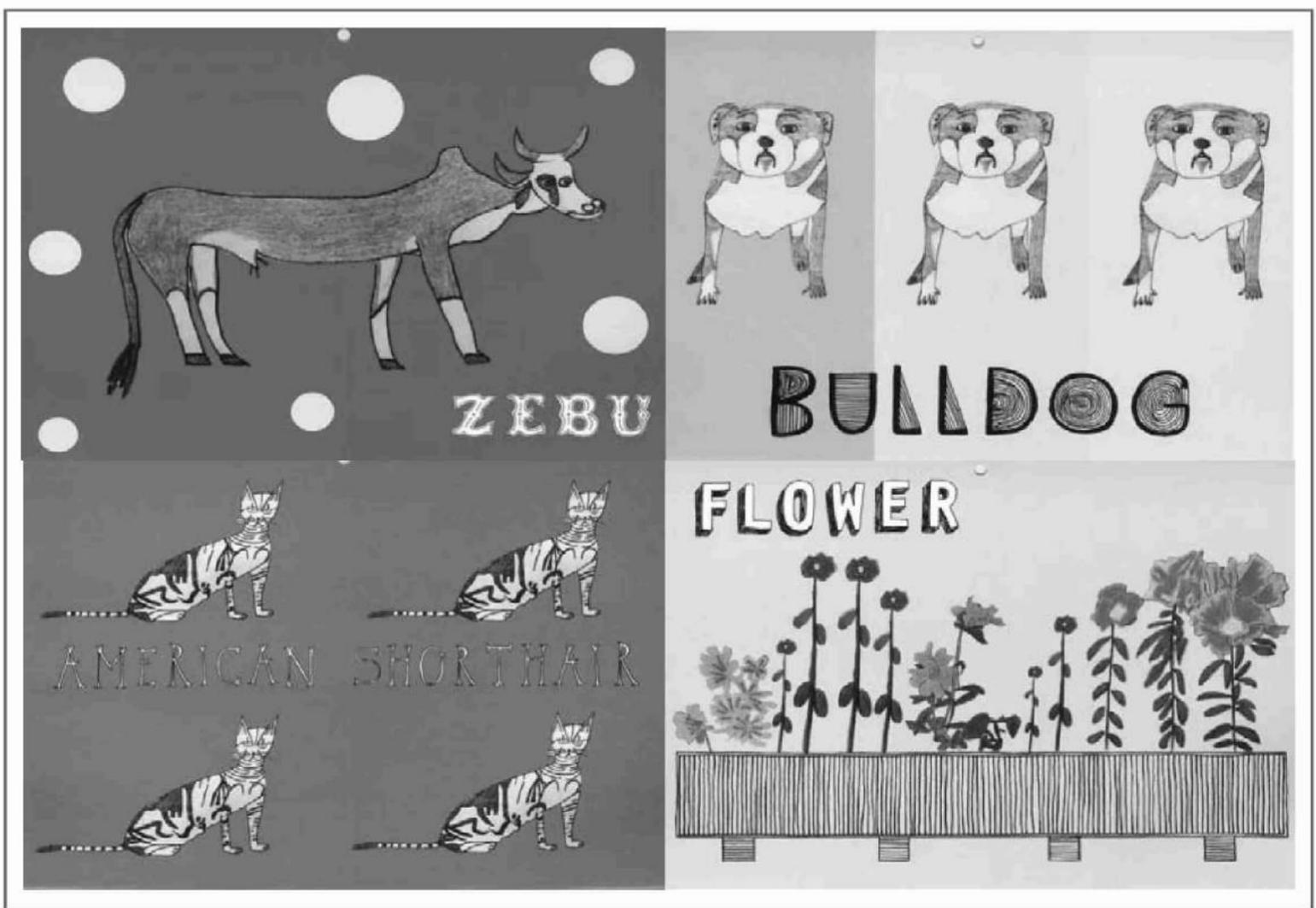
成育歴なども踏まえて適切な支援を考えていく必要性を説いた。

関東の学生は2泊3日の滞在中、知的障害のある人の恋愛、結婚、子育てを支援する「結婚推進室ぷりけ」など、社会福祉法人南高愛隣会(雲仙市)の施設も見学した。

東京大教養学部3年、大島真理佳さん(20)は「福祉弱者のため」という印象があったが、現場で働く人が全員楽しんでいて福祉への印象が変わった。たまごの会との交流にも刺激を受け「さまざまな興味、関心が集まれば行動力が生まれる。(たまごの会と)今後交流を続け、東京でも同様の集まりを開きたい」と意欲をみせた。

社会保障制度を学んでいる学生は「机上(教科書)と現場のギャップが大きい。障害者が地域の中でどう暮らしているのか、制度を作る前に現場を知る必要がある、発達障害があると明かした別の学生は「(発達障害者は)『やりたいこと』と『やれること』が違う。他の人の考え方を聞きながら、当事者として何ができるかも考えていきたい」などと話した。

伊豆丸所長は「将来的に福祉に直接関わらなくても、交流を通して『社会には生きづらさを抱えている人がいる』という実情を理解してくれる輪を広げていくことが大事だ」と、若者の行動力に期待を寄せた。
(熊本陽平)



作家：俣野 正道（南高愛隣会）